

# 小牧市DV対策基本計画

## 計画期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

## 計画策定の背景と趣旨

配偶者や交際相手からの暴力（以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVの多くが家庭内で起こるため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、こどもがDVを目撃したことにより、心身にさまざまな影響を受けることもあります。

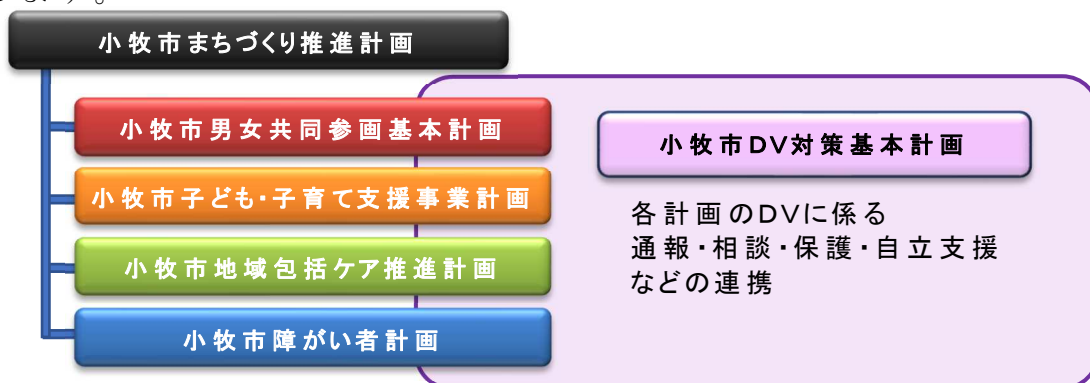
国においては、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が制定され、平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその暴力を受けた被害者についてもこの法律を準用することとなりました。

愛知県においても平成17年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定して以来、平成30年年3月には4次計画を策定してDV防止とその被害者の支援に向けた取組を推進しております。

本市では「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」の取組内容を踏まえ、DVのない社会の実現のため、関係機関等との連携をより強化していくため令和3年3月に「小牧市DV対策基本計画」を策定したものを改定します。

## 計画の位置づけ

「小牧市DV対策基本計画」は、上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」、「小牧市子ども・子育て支援事業計画」のほか「小牧市男女共同参画基本計画」「小牧市地域包括ケア推進計画」「小牧市障がい者計画」との整合性を図りながら、DV対策において具体的に施策を推進するために策定します。



## 基本理念

本計画においては、DV対策施策を推進するにあたり、次のとおり基本理念を掲げます。

安心して暮らせるDVのない社会の実現に向けて

安心して暮らせる社会の実現に向けて、市民一人ひとりがDVについて身近な問題として正しく理解することが必要です。DVを根絶し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

## 基本目標

本計画では、DVの防止から被害者一人ひとりの状況に応じた相談・保護、被害者の自立支援まで切れ目ない支援を推進するため、5つの基本目標を定めます。

### **基本目標 1 DVを許さない市民意識の啓発**

市民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深め、若年層に向けた教育・啓発の充実を図り、市民意識の啓発に努めます。

### **基本目標 2 安心して相談できる体制の整備**

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の整備を図ります。

### **基本目標 3 被害者の安全な保護体制の整備**

被害者の情報管理を徹底するとともに、県や警察などの関係行政機関や民間支援団体等とも連携して、被害者の安全を確保できる体制を強化します。

### **基本目標 4 被害者の自立に向けた支援の促進**

被害者が自立した生活を送ることができるよう、子どもを含めた総合的な支援に努めます。

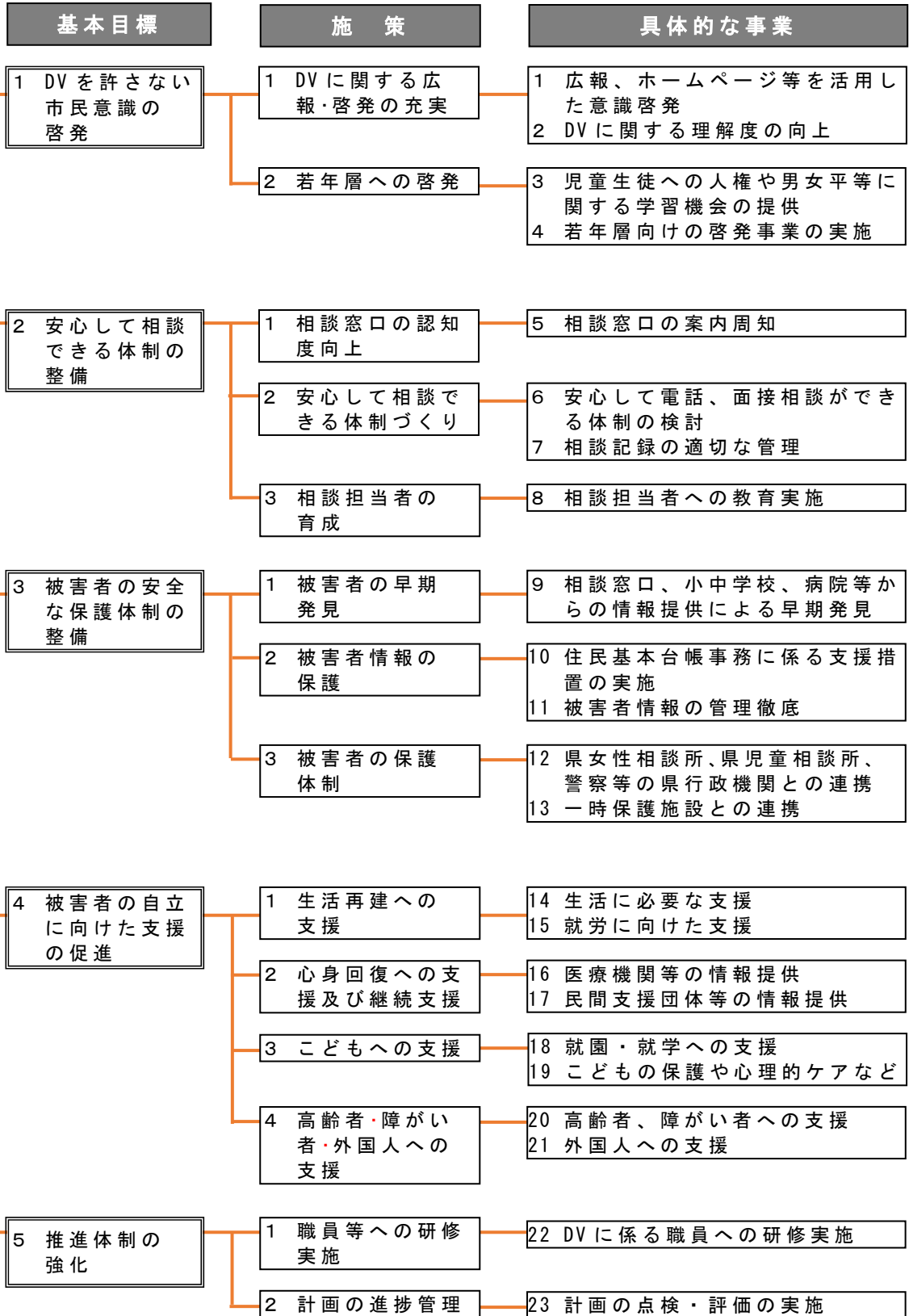
### **基本目標 5 推進体制の強化**

被害者支援を総合的に推進するため、職員研修の実施や関係機関との連携促進、計画の進捗管理を行うなど、推進体制の強化に努めます。

# 施策の体系

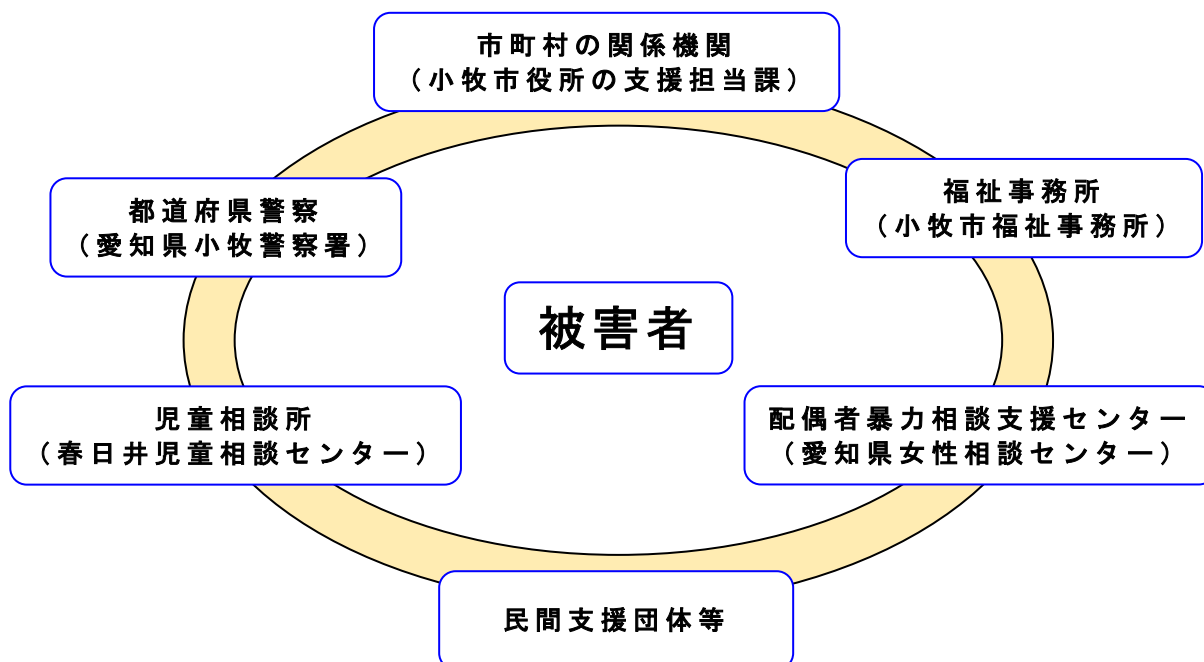
基本理念

安心して暮らせるDVのない社会の実現に向けて



## 計画の推進体制

市役所の支援担当課、福祉事務所、警察署、児童相談所、配偶者暴力相談支援センターのほか、民間支援団体などの協力、連携が不可欠です。各機関、団体等の役割を互いに理解し合い、強固に連携して支援します。



## 計画の点検・評価

本計画では、関係各課等が協力して施策・事業に関する計画の実施状況の評価を行うとともに、PDCAサイクル(計画 - 実施 - 評価 - 改善検討)の実践による効果的な行政運営を目指します。

また、計画の推進には関係機関との連携が不可欠であり、「小牧市DV対策連絡会議」において計画の進捗状況について点検・評価を行い、関係機関との連携のもと計画を推進します。

こども未来部

子育て世代包括支援センター

Tel (0568) 71-8613